



各 位

平成 20 年 2 月 14 日

会社名 株式会社 三 陽 商 会
 代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員
 杉浦 昌彦
 (コード番号: 8011 東証第 1 部)
 問合せ先 常務取締役兼常務執行役員
 人事総務本部長
 松浦 秀治
 TEL (03) 3357 - 5954

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 2 月 14 日開催の取締役会において、平成 20 年 3 月 28 日開催予定の当社第 65 期定時株主総会に下記のとおり定款一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業環境の変化に備え、現行定款第 2 条(目的)について事業目的を追加するものであります。
- (2) 本店(東京都新宿区)本店近隣の別館事務所、潮見ビル事務所(東京都江東区)、青山ビル事務所(東京都港区)に分散している事務所を集約、統合して業務の効率化を図るため、現行定款第 3 条で規定する本店の所在地を東京都港区に変更するものであります。また、この変更につきましては、移転予定の建物および内装完成時期との関係上、平成 20 年 4 月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨附則で規定するものであります。
- 当該附則については、当該本店移転日経過後、これを削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線_部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 当社は株式会社三陽商会と称し、英文では SANYO SHOKAI LTD. とする。	(商号) 第 1 条 <現行どおり>
(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. レインコート、その他のコート類、各種衣料、繊維製品および装飾雑貨類の製造、販売	(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. レインコート、その他のコート類、各種衣料、繊維製品および装飾雑貨類の製造、販売

<p>2. 防水布、合成樹脂製品および皮革製品の製造、販売</p> <p>3. 酒類、清涼飲料水および食品の製造、販売</p> <p>4. 時計、眼鏡、宝石、喫煙具類および絵画等美術品の販売</p> <p>5. 文房具類、日用雑貨類、レジャー用品、化粧品および家具その他のインテリア用品の製造、販売</p> <p>6. 前各号の製品、原材料の輸出入</p> <p>7. 飲食店の経営</p> <p>8. 理髪店、美容室、エステティックサロンの経営</p> <p>9. 理髪、美容業のコンサルタント業務</p> <p>10. 一般自動車運送業</p> <p>11. 事務機械等の総合リース業</p> <p>12. 不動産の管理および賃貸業</p> <p>13. 店舗および室内装飾の設計、管理、施工</p> <p>14. 古物、骨とう品の売買</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>15. 前各号に附帯関連する一切の業務 (本店の所在地)</p> <p>第3条</p> <p>当社は本店を東京都新宿区に置く。</p> <p><新設></p>	<p>2. 防水布、合成樹脂製品および皮革製品の製造、販売</p> <p>3. 酒類、清涼飲料水および食品の製造、販売</p> <p>4. 時計、眼鏡、宝石、喫煙具類および絵画等美術品の販売</p> <p>5. 文房具類、日用雑貨類、レジャー用品、化粧品および家具その他のインテリア用品の製造、販売</p> <p>6. 前各号の製品、原材料の輸出入</p> <p>7. 飲食店の経営</p> <p>8. 理髪店、美容室、エステティックサロンの経営</p> <p>9. 理髪、美容業のコンサルタント業務</p> <p>10. 一般自動車運送業</p> <p>11. 事務機械等の総合リース業</p> <p>12. 不動産の管理および賃貸業</p> <p>13. 店舗および室内装飾の設計、管理、施工</p> <p>14. 古物、骨とう品の売買</p> <p>15. <u>貸金業</u></p> <p>16. <u>損害保険代理業務</u></p> <p>17. <u>生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>18. <u>ファイナンシャルプラン、生活情報のコンサルティング受託業務</u></p> <p>19. <u>損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋及び支援</u></p> <p>20. 前各号に附帯関連する一切の業務 (本店の所在地)</p> <p>第3条</p> <p>当社は本店を東京都港区に置く。</p> <p>附則</p> <p><u>第3条(本店の所在地)の変更は、平成20年4月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は当該本店移転日経過後、削除されるものとする。</u></p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成20年3月28日(金)
定款変更の効力発生日	平成20年3月28日(金)

以上